

護國神社と賀茂百樹

はじめに

昭和十四（一九三九）年三月十五日付内務省令第十二号で「招魂社ハ之ヲ護國神社ト改稱ス」として、四月一日をもって護國神社制度が創設されたが、その創設に賀茂百樹は直接に関わっていない。前年四月に病で靖國神社宮司職を辞し、同十六年五月四日に没している。以下は、賀茂百樹が「護國神社」をどのように考えていたのかを、護國神社制度との関係を視点に捉えようとするものである。

一 台湾歩兵第一聯隊第三大隊の「護國神社」

昭和五年十月、台湾原住民族タイヤル族の「霧社蕃」が抗日暴動事件「霧社事件」を起こした。鎮圧に出動した台

湾歩兵第一聯隊第三大隊（台中分屯大隊）は、帰隊後四ヶ月余り経った同六年四月四日、靖國神社の賀茂百樹宮司宛に次の書翰を送った（句読点を適宜補った。以下同じ）。

一ノ三
台湾歩
兵第一聯隊
第三大隊
庶務第三號

昭和六年四月四日 臺中分屯大隊印

靖國神社宮司賀茂百樹殿

神社造營ニ関スル件照會

遠ク郷関ヲ出テ我國土ノ最南端國防ノ第一線ニ立ツ將卒ノ守護神トシテ、朝ニ夕ニ拜ミ祀リ國運ノ隆昌武運ノ長久ヲ祈ランカ爲、別紙ノ如ク營庭吉祥ノ地ニ祠ヲ造營シ概ネ完成セシニ付、來ル四月三十日靖國神社祭ノ吉日ヲトシ、祭神ノ儀ヲ行フタメ、之カ祭神及社名

坂井久能

二就キ御垂教相煩度、此段照會候也

*以下「趣旨」「感状」「臺中分屯大隊營内建物配置圖」を載せるが、省略した。

営庭に祠(営内神社)を建設したので、祭神と社名について教えを乞うという内容である。祠については、「趣旨」に「霧社事件ニ際シ(中略)四勇士ノ犠牲ヲ出スニ至リタルハ甚タ遺憾トスル所ニシテ、其四靈ヲ祀ラントスルノ議起リ、既ニ神社ヲ造營シ近ク鎮座祭ヲ行ハントス」とあり、霧社事件死没隊員を祀るために造營したことがわかる。感状を添付していることから、慰霊とともに顕彰の性格をもった招魂社的な神祠であったと思われる。

靖國神社は、次のように回答した。

番號 靖庶第五九號ノ二 廳名 臺中分屯大隊
宮司(サイン) 禰宜(「豊永」印) 主任主典(「友澤」印)

件名 神社造營ニ関スル件 回答

宮司ヨリ臺中分屯大隊へ

標記ノ件ニ関シ庶第三號ヲ以テ照會相成度候處※護國神社ト命名相成候者「称スルカ如キ」適當「カ」ト存候。祭神トシテハ末照「伊勢」皇大神宮、明治神宮、靖國神社「ノ守冊」ヲ勸請「シ」相成之ニ四勇士ノ靈ヲ併祀相成候へハ可然ト相認「哉ト存」候「爲御參

考」

此段及回答候也

「追テ布主神社守冊ハ未々御申込相成候者、御迷可申。

神宮神社ノ御分靈ト云フコトハ法規上出来不申、且ツ四靈ト神宮至尊ヲ合祀ト云フコトモ穩カナラサル義ニ有之、仍テ土當十社ノ守冊ヲ拝受シテ祭祀スルカト本文ノ通相定メ候事」

*頭注に「※種々考案ノ結果」とある。

社名は「護國神社」が適當であり、祭神は天照皇大神宮・明治神宮・靖國神社を勸請し、四勇士の靈を併祀すればよいであろうという内容である。ここまでは、恐らく賀茂宮司の意を受けて主任主典の友澤乙八が書いたものと思われる。ところが、文書は追って書きや追記(「」で示した)・削除等があり、それらは別字であつて賀茂宮司によるものと思われる。追って書きは、先ずは神宮神社の分靈について、明治三十二年四月八日付社甲第四号通牒「官國幣社祭神分靈ニ関スル件」に、分靈は「濫リニ授与不相成儀ニ付」とあることをふまえ、分靈の授与はできないと記している。次いで霧社事件死没四靈と神宮至尊を合祀するのは穩やかでない」と記している。これらをもとに、注目すべきことを二点述べる。

先ず第一は、社名を「護國神社」としたことである。こ

れについて、「護國神社」の頭注に「種々考案ノ結果」と記していることから、熟慮の結果導き出した社名ということである。その根拠は示されていないが、大隊からの書翰に「我國土ノ最南端國防ノ第一線ニ立ツ將卒ノ守護神」として祀りたいとあることに応えて「護國」と命名したものとと思われる。ところが、『臺灣日日新報』昭和六年三月十四日付に「兵隊の手で神社造營―既報臺中第三大隊營庭に新らしく造營された乃木神社」という記事と、ほぼ完成した神社の写真が掲載されている。大隊の書翰に「營庭吉祥ノ地ニ祠ヲ造營シ概ネ完成セシニ付」とある祠は「乃木神社」とみて間違いない。乃木神社とは、乃木希典を祭神とする神社であり、大正四年に那須、同五年に伏見、同八年に東京赤坂、同九年に長府、そして昭和十年に善通寺などで建設された。台中第三大隊の営内神社「乃木神社」はその建設の動きの中にあり、乃木はまた第三代目の台湾総督というゆかりがある。ところが、大隊はそのことに触れず賀茂宮司に社名の教えを乞うており、乃木神社としたものの納得していない様子がうかがえる。それは、総督としての乃木が台湾統治に行き詰まって職を辞し、台湾ではあまり実績をあげていない、むしろ失政ともいわれる台湾⁽²⁾での乃木像に起因するのもかも知れない。

第二に、祭神とその奉斎のしかたについてである。伊勢

皇大神宮・明治神宮・靖國神社の「二宮一社」の「守冊」を勧請し、「四勇士ノ靈ヲ併祀」するのがよいと賀茂宮司は回答している。ここで敢えて「守冊」（守札・神符ともいわれる御札）を追記したのは何故かということである。その理由は、追って書きに「四靈ト神宮至尊ヲ合祀ト云フトモ穩カナラサル義ニ有之」と記していることにある。神宮至尊と死没した四靈が一つの御神体に合祀されることを避けるため、「守冊」にしたものと思われる。このような賀茂宮司の考えは、既に次の二例で示されている。

【陸軍士官学校の雄健神社】

陸軍士官学校の校内神社改築にあたり、賀茂宮司は校長與倉少将の依頼により、社名と祭神について大正五年十月十一日付「陸軍士官學校内ノ社祠ノ称號祭神ノ選定ノ件」で次のように回答している。

- 陸軍士官學校内ノ社祠ノ称號祭神ノ撰定ニ関シ同校長與倉少将ノ依頼ニヨリ撰定スルコト左ノ如シ
- 一、社號 男建神社（中略）
 - 一、祭神 軍神 天照大御神

大國主神
武甕槌之男神
經津主神

配祀 士官学校出身將校戰役死没者ノ靈

軍神ハ殿内上段正中ニ安ス 配祀ハ下段少シ
左方ニ之ヲ安ス

ここで、賀茂宮司は軍神四柱に対して士官学校出身戦没者の霊は配祀として扱い、祀る場も前者が殿内上段中央に奉安されるのに対して、後者は下段それも中央を避けた左方としているのである。神祇と英霊を併祀する場合の配慮をここにもみることができる。

【台湾歩兵第二聯隊の忠魂堂】

台南に駐屯の台湾歩兵第二聯隊は、大正三年の太魯閣タロコ蕃討伐における戦病死者を祀るため、営内の将校集会所南側に忠魂堂を建設し、春秋二回祭祀を行ってきたという。ところが白蟻の害により修繕が必要となり、同八年七月七日付で台湾総督明石元二郎が陸軍大臣宛に忠魂堂改築の件を申請した。申請書には「此ノ機會ニ：天照大神宮ノ神靈ヲ合祀シ、將卒ノ敬神思想ノ向上ヲ圖ルト共ニ精神教育ノ資料ニ供シ度」とあり、「忠魂堂改築計畫書」にも「合祀祭神天照大神宮」とある。

これに対して、陸軍省副官から総督府参謀長へ次の回答があった。

副官ヨリ台湾総督府陸軍参謀長へ通牒案（陸普）
首題ノ件ニ付、本年七月七日付台副第七五四号ヲ以テ

貴総督ヨリ申請相成候処、右改築ハ支障無之候得共（忠魂堂ニ天照大神ヲ合祀スル小委当トナササルノ嫌有之候間）
戦病死者ノ英霊ノミヲ祠ルコトニセシメラレ度、依命及通牒候也

追テ本件ハ別ニ指令不相成候条、為念申添候

陸軍省
送達 陸普第二〇一三號

八月七日

* 頭注に「括弧内削除」とある。

改築は支障ないが、（天照大神の合祀は妥当ではないので）戦病死者の英霊のみを祀るようにせよ、という内容である。陸軍省はなぜ天照大神の合祀を許可しなかったのであろうか。総督の申請を受理した陸軍省側は、合祀が妥当かどうかを、省の管理下にあった靖國神社の賀茂百樹宮司に副官が尋ねるといのが想定できる流れである。陸軍省は申請文を七月十二日に受理し、上記回答文書の日付は八月七日、大臣官房の結了は八月十一日であった。処理に一ヶ月近くかかっているのも、相談の期間とみることができよう。何よりも、抹消した部分に「忠魂堂ニ天照大神ヲ合祀スルハ妥当ナラサルノ嫌有之候」と記し、英霊と天照大神を合祀することに反対しているのである。これは、台中の護國神社で見られた賀茂宮司の配慮といえよう。陸軍省は、賀茂宮司の意向をうけて許可しなかったものと思われる。

以上のことから、賀茂宮司は国土防衛にあたる将兵の祀

る神祠に「護國神社」の社名が相応しいと提示するとともに、英霊を祭神とする場合には、伊勢皇大神宮・明治神宮・靖國神社の祭神を主神として祀り、英霊と神祇一つの御神体に合祀することがないよう格別な配慮を見せた。英霊に奉仕する靖國神社宮司による、神祇と英霊の奉祀の上での扱いの違いをうかがうことができる。

二 軍人会館の「護國神社」

帝国在郷軍人会は、靖國神社外苑、俗称牛ヶ淵の土地を陸軍省から借用し、昭和九年三月二十五日に軍人会館（現九段会館）を落成させ、屋上に「護國神社」を創建した。靖國神社所蔵『昭和九年一月起 社務宿直日記』（以下『社務日記』と記す）によると、一月十四日条に次のように記す。

- 一、軍人会館護國神社御神體ヲ紀念殿勅使ノ間ノ次室
ニ奉安ス（暫時預リ）

鎮座祭の二ヶ月以上も前に御神体が準備され預かり置くということとは、靖國神社発行の神札等ではないということである。欄外に「授与願」とあり、当時戦没者等を鎮霊する霊代とそれを納める唐櫃の調製及び御霊代祓式執行の依頼が靖國神社に多く寄せられていたことから、軍人会館の依頼により神社が外部に委託調製した御神体と思われる。

次いで、一月二十日条に次のように記す。

一、午後二時軍人会館赤井中将出雲大社物部神社多賀神社御神札ヲ奉持来社セラル 之ヲ紀念殿ニ奉安ス 物部神社の祭神宇摩志眞手命は後述のように護國神社の祭神となる武神であることから、出雲大社と多賀神社を含めて、会館内奉祀祭神を迎えた記事と思われる。赤井春海中将は当時財団法人軍人会館の理事長であった。

次いで三月十五日条に次のように記す。

- 一、午後三時軍人会館向田海軍少将来社。曩ニ預リアリシ霊代拝祭ヲ執行ノ后之ヲ渡セリ。岡留、御床、逆瀬川ノ諸氏奉仕ス

護國神社鎮座祭が近づいたので、預け置いた霊代を受領したという記事である。

次いで三月十九日条に次のように記す。

- 一、午前十時帝國在郷軍人会館権殿造建ニ付向田理事
外一名来社ノ上會館竣成ヲ兼奉告祭執行。岡留爾
宜及直員奉仕セリ

一、御床主典ハ軍人会館へ祭典打合せノ為出向セリ 会館と「権殿」の竣成奉告祭が靖國神社で行われた。権殿は、以前からこの地にあった靖國神社本社に異変があった場合に神霊を遷すという仮宮で、会館建設により屋上に建設されたものである。宮司が奉仕せず権殿前で行わないのは、仮宮で御霊が祀られていないからである。

次いで、三月二十日条に次のように記す。

一、午前十時軍人会館竣成祭並守護神鎮座祭執行セリ
レ宮司以下本職一同並澤田、藤井両社掌奉仕。市中
伶人五名奏樂セリ。参列員ハ軍人会長、同副会長其
他 名ニシテ頗ル莊嚴ニ祭典ヲ終了セリ

宮司以下本職一同が奉仕した莊嚴な「軍人会館竣成祭並守護神鎮座祭」であったという。会館屋上の護國神社について、この時「守護神」として鎮座した神は、『帝國在郷軍人会三十年史』⁽⁶⁾に次のように記されている。

屋上に鎮まります神社は、社號を護國神社と定められ、天照大神・明治天皇・靖國大神を祭神として奉祀するものであるが、他に武甕槌命・經津主命・道臣命・宇摩志眞手命をも合せ祀り、尚ほまた在郷軍人總招魂社として、靖國神社に奉祀せられざる軍人總靈をも祀るものである。

この表記から、主祭神として天照大神・明治天皇・靖國大神の三神、他に軍神四神と軍人総靈が座を異にして祀られたと思われる。すなわち神祇の他に靖國神社に祀られない軍人の靈も祀る「在郷軍人総招魂社」の性格をもち、在郷軍人及び軍人会館の「守護神」であったということである。「護國神社」の社名と祭神の三神は、台中分屯大隊の護國神社と同じであることから、靖國神社外苑に建てられ

た軍人会館の護國神社も、賀茂百樹宮司が命名し祭神を選定したと見てよいであろう。但し、台中の場合は「靖國神社」の「守冊」であったが、軍人会館の場合は「靖國大神」であり、上記のように守冊ではなかったと思われる。祭神「靖國大神」とはどのような神であろうか。既述のように分靈の授与は禁止されていたことから、靖國神社祭神の分靈とは考えられない。靖國神社発行『靖國神社忠魂史』に載せる昭和十年七月付「本書刊行に際して」で、賀茂百樹は次のように記している。

かくの如く靖國神社の祭神は階級を超越し、國民を綜合した忠勇義烈の御靈でありまして、換言すれば忠君愛國の全國民精神を表現し給ふところの神であると申すべきであります。

「靖國大神」とは、「國民を綜合した忠勇義烈の御靈」あるいは「忠君愛國の全國民精神を表現し給ふところの神」ということであろうか。賀茂百樹独自の靈魂觀に基づく靖國祭神を抽象化し綜合化した神のように思われる。武甕槌命・經津主命は鹿島・香取の祭神、道臣命・宇摩志眞手命は伴・物部の祖神であり、軍神を配祀している。特に道臣命は、昭和七年の軍人勅諭下賜五十年記念で、勅諭に「昔神武天皇躬ツカラ大伴物部ノ兵トモヲ率斗」とあることから、大阪府の伴林氏神社が大伴の祖神道臣命を祀る神

社として俄に注目された。陸海内務大臣と帝国在郷軍人会長を名譽顧問、大阪府知事を会長とする奉賛会が設立され、神域や社殿を整え、村社から一躍府社に昇格した神社である。『伴林氏神社略誌』によると、昭和九年一月十四日に賀茂宮司が来社して、軍人会館屋上に祀るため「分霊を乞い捧持して帰京御霊移しをされた」とある。自ら訪れて御霊を捧持するなど、賀茂宮司の道臣命奉斎及び護國神社創建に向けた強い意志をうかがうことができる。

以上のことから、軍人会館の護國神社は、台中分屯大隊の護國神社と同じ三神を主神とし、その後の軍人勅諭五十年記念をふまえて鹿島・香取に加えて大伴・物部の祖神を配し、在郷軍人総霊をも祀る軍人会館の守護神として創建された。その祠名や祭神の選定は、賀茂百樹の考えが反映されたとみてよいであろう。なお、祭神に天照大神をはじめとする軍神が並ぶなかでの明治天皇も、国土を護り国運の発展をもたらした神徳をもって、「護國」の神として選定されたものと思われる。

三 講談社の護國神社

東京都文京区音羽の株式会社講談社の土地は、伯爵山田顕義の邸宅跡で、邸内の西洋館には明治天皇が行幸したと伝える。講談社創立者野間清治は、この土地を購入すると、

昭和九年、新社屋の建設とともに、構内に明治天皇を祀る護國神社を創建した。同年十一月四日付の報知新聞は、前日の鎮座祭を次のように報じている。

講談社に 護國神社 きふ鎮座祭

音羽の大日本雄辯會講談社の所在地にはそのかみ明治大帝行幸の地が存するので、同社ではこれを記念するため所在地内に建てた護國神社の鎮座祭を菊薫る明治節三日午後十時より執行、明治神宮の神霊を奉戴、野間社長以下社員一同参拜して大帝の御高德をしのび奉った。

講談社五十年史は次のように記している。

社の敷地は、伯爵山田顕義の邸跡であり、伯が司法大臣在職中、この地に新邸を営み、西洋館を建設した。この西洋館には、明治天皇の行幸をかたじけなくしている。だが、大正十二年の大震災で、聖蹟であった西洋館は崩壊したので、護國神社の造営となったものがある。

護國神社の神殿は、明治神宮宮司有馬良橘大将の指示により、明治神宮の御社を模した総檜造りの建築で、昭和九年七月四日地鎮祭を行ない、直ちに工事に着手して、十一月三日、明治節の佳辰を卜して鎮座祭が挙行された。



株式会社講談社の「護国神社」

護国神社は、明治天皇行幸の聖蹟西洋館が震災で崩壊したので、野間清治が行幸を記念するために創建したといい、創建にあたっては、明治神宮の有馬良橋宮司の指導により、明治神宮を模した社殿を建造し、神宮の神霊を拝戴し

て、明治天皇を祀ったという。明治神宮所蔵『昭和九年

社務日誌』には、鎮座祭の前日十一月二日の記事に、講談社重役高木義賢氏以下四名が参拝し、「同社祠」に奉斎する「神符」を授与したとの記載がある。拝戴したのは「神符」であり、上記明治神宮との関係を裏付ける記事である。

講談社の護国神社は、賀茂百樹や靖国神社と直接の関係はない。しかし、昭和九年の靖国神社『社務日記』に、前掲報知新聞の記事が切り抜いて貼付されており、全く無関係とは言えないようである。講談社護国神社創建の七ヶ月

程前には、既述のように軍人会館護国神社が創建され、一ヶ月後の十二月三日に賀茂は『明治神宮と靖国神社との御關係』を発刊していることから、有馬良橋は賀茂の護国神社創建及びその言説を承知していたとみてよいであろう。企業の神社としては奇異に感じる社名であり、その命名の根拠を示した資料は見出していないが、明治天皇を「護国神社」祭神とした先例は台中分屯大隊及び軍人会館の護国神社にあることから、講談社護国神社の命名は、おそらく野間清治の相談を受けた有馬宮司によるもので、明治天皇を「護国」の神とする賀茂宮司の考えに添った社名と思われる。一方、講談社の地は護国寺に近く、山田顕義や野間家の墓は同寺墓地にあることから、野間清治が菩提寺護国寺に因んで護国神社と命名したとも考えられるが、この場合は祭神明治天皇との関係の説明がつきにくい。

なお、次に述べる神社制度調査会で、寛克彦が「護国ト申スコトハ、是ハ天皇様ガ此ノ護國ト云フコトノ御主人デアラセラレル」と発言しているように⁽¹⁰⁾、「護国」の主体は天皇と見るべきである。軍人勅諭にも「朕が国家を保護し」とあり、国家を保護するのは天皇であって、軍人はその股肱として職を尽くすことが望まれたのである。近代国家において、国家保護（護国）の神徳を顕したのは明治天皇であるという認識は、賀茂のみならず有馬にもあったも

のと思われる。軍人勅諭に見られる天皇と軍人の関係は、賀茂の「護國神社」においては、明治天皇及び軍神を主神とし、「護國の英霊」としての軍人は主神に併祀される（主神の御神体に合祀されない）存在であったといえよう。

おわりに

以上、賀茂百樹が「護國神社」をどのように考えていたのかを述べてきた。招魂社制度の整備を検討した神社制度調査会で、児玉九一神社局長は「現在ハ護國神社ト云フモノハゴザイマセヌ」と発言しているが、法令上の「神社」ではないものの、昭和六年に台中分屯大隊、昭和九年に軍人会館及び講談社に「護國神社」が創建された。賀茂百樹が創建に直接関与したのは、前二社である。特に台中分屯大隊の場合は、熟慮の末に「護國神社」と命名したということ、彼の考えた「護國神社」の構想は軍人会館でも見られている。それは、軍人死没者の霊を祀る場合でも、天照大神などの軍神や明治天皇を主神とするものであった。彼は、靖國祭神を「護國の英霊」と記しているが、⁽¹²⁾「神社」の名で創建する場合は、神祇を主神とすべきであるとの考えが根底にあったようである。彼が、靖國神社祭神を超越する存在としての「靖國大神」を見出したのも、このことと関係があるものと思われる。昭和十四年の「招魂社」を

「護國神社」とする護國神社制度では、「神社」になっても祭神は招魂社のままの英霊のみであり、賀茂百樹が示した「神社」への配慮や、軍神を祀ってこそその「護國神社」、或いは「護國」の主体としての明治天皇を祀るという考えは採られていないのである。

護國神社制度創設以降も、制度とは別な「護國神社」が創建された。ここでは近衛歩兵第三聯隊の営内神社「護國神社」を例示する。部隊史に、「昭和十五年聯隊戦没者を祭る護國神社を銀杏ヶ丘に建立し二月十日鎮座祭を行なった」とあり、赤坂一ツ木町の営内に創建し、同年十一月の松町歩兵第一聯隊兵舎への転営で遷座した。聯隊の戦没者を祀る招魂的な営内神社である。その社名は、護國の英霊に因むとともに、明治十八年十月二十七日の日比谷練兵場での軍旗親授式で、「汝軍人等協力同心シテ益々威武ヲ宣揚シ以テ国家ヲ保護セヨ」の勅語を賜わり、「敬テ明勅ヲ奉ス臣等死力ヲ尽シ誓テ国家ヲ保護セン」と奉答したといい、聯隊に与えられた「国家ヲ保護セヨ」という勅命に因むものと思われる。「護國」には様々な意味合いがあり、それに関わる神や人も様々であった。近歩三聯隊の護國神社への賀茂百樹の関与は不明であるが、彼はそれぞれの職に職業神を祀ることを「警視廳の彌生神社：在郷軍人会の護國神社：これは誠に良いこと、思ふ」と述べていること

から⁽¹⁴⁾、近歩三聯隊の護國神社創建を良しとしたと思われる。

なお、地方招魂社の設立と賀茂百樹及び護國神社制度との関係を若干述べておく。神社制度調査会では、市町村の招魂社創立を認めるべきだとする議論が多く出された。大日本聯合青年団の「靖國ノ英靈ニ對スル抑ヘ難キ畏敬欽慕ヨリコレヲ郷土ニ迎ヘ祀リ」たいという決議が紹介され、賀茂と親しい高山昇委員からは、地方の熱望に内務省はどのように応えるのかをただす意見もあった。しかし、維持経営が困難との当局の説明をうけ、少数派に留まった。その答申をふまえ、内務省神社局は、昭和十四年二月三日付「招魂社ノ創立ニ關スル件」(発社第三〇號神社局長通牒)で、道府県一円を崇敬区域とするものに一社の創立を許可し、「市町村等ヲ崇敬區域とするものは其の獨立招魂社たると境内招魂社たるに拘らず之が創立は容易に許可せられざることに決定」したと通牒した。⁽¹⁵⁾ 招魂社の創立を求める地方の要望を抑える結果になってしまったのである。一方、賀茂百樹は、市町村の招魂社(忠霊社など名称は様々)・忠魂碑や宮内神社などの創設にあたり、戦死病没者、平病死者など軍人死没者の霊を祀るための御霊代拝受の要望に対して、懇切に対応してきた。それは、先ず祭神名簿の提出を求め、要望により御霊代とそれを納める唐櫃を調製して、申請者立ち会いのもとに「御霊代祓式」を行い、授与する

というものであった。「御霊代祓式」は「修祓魂招式」ともいわれ、靈璽簿に記された死没者の霊を御霊代に鎮靈する儀式と思われる。靖國神社所藏『昭和八年 庶務書類』によると、このことは明治三十二年が最初で、次が大正十年、同十二年からは毎年執行され、昭和八年以降は飛躍的に多くなっている。⁽¹⁶⁾ 市町村や軍などからの「分霊」授与の願いに対して、神社側は、「分霊」の授与は法令上容易にできないことや該当死没者の霊に限るもので「分霊」ではないことをその都度書翰で丁寧の説明している。

賀茂百樹が宮司職を辞した翌昭和十四年二月の御霊代申請者に対して、「素ヨリ御分霊ノ儀ハ神社法規上容易ニ授與難相成ノ処一般ニ於テ往々御分霊ト混同誤解ノ向モ相起リ自今ハ御取扱セザルコト、致候」と回答し、御霊代授与を廃止してしまった。⁽¹⁷⁾ この後申請があつた場合は神符を授与するとも回答している。⁽¹⁷⁾ この措置は、上掲の昭和十四年二月三日付神社局長通牒「招魂社ノ創立ニ關スル件」に起因するものであろう。以前から、靖國神社の御霊代拝受をもって神社設立の手続きをとらずに招魂社等を創建した事例があり、内務省からは分霊の授与を行っているのではとの問い合わせもあつたが、この通牒は境内社と雖も招魂社の設立を認めないという厳しい内容であつたので、通牒を機に従来からの誤解を払拭しようとしたものと思われる。

賀茂百樹は、地方招魂社等の創立に関わる御霊代授与の要望に対して、丁重にそれに応えてきたのである。

結果として、昭和六年・九年に賀茂百樹が創建に関わった「護國神社」は、彼の神道人としての配慮や独創に基づく最も具体的な構想をもつものであったが、昭和十四年に創設された「護國神社」制度に受け容れられることはなく、その内容や地方招魂社の創立などにおいて、異なるものになっってしまったといえよう。

本稿作成にあたり、靖國神社・明治神宮・株式会社講談社には貴重な資料をご提供いただいた。厚く御礼を申し上げます。

註

- (1) 以下は『昭和六年 庶務書類』（靖國神社所蔵）による。
- (2) 檜山幸夫「台湾総督府の刷新と統治政策の転換―明治三年の台湾統治―」（『台湾総督府文書目録』第三卷、ゆまに書房、一九九六年）
- (3) 『自大正五年至同八年 庶務書類』（靖國神社所蔵）。拙稿「宮内神社等の創建」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第一四七集、二〇〇八年）参照。
- (4) 陸軍省大日記乙輯、大正八年、防衛省防衛研究所所蔵
- (5) 拙稿「宮内神社等の創建」（前掲）
- (6) 帝國在郷軍人會本部発行、一九四四年
- (7) 陸軍省大日記甲輯、昭和十一年、「伴林氏神社復興二閏

- (8) 『伴林氏神社略誌』一九七八年
- (9) 『講談社発行、一九五九年初版、一九六七年二刷 明治神宮国際神道文化研究所研究員戸浪裕之氏のご教示による。』
- (10) 『神社制度調査會第七十三回特別委員會議事録』昭和十三年十一月二十五日の議事録（神社本庁所蔵）
- (11) 『神社制度調査會第十回總會議事録』昭和十三年十月二十七日の議事録（神社本庁所蔵）
- (12) 例えば「靖國神社臨時祭に臨みて」（『皇國時報』第五六〇号、昭和十年四月十一日発行）で「護國の英靈」と記している。
- (13) 近歩三史刊行委員会『近衛歩兵第三聯隊史』一九八八年
- (14) 賀茂百樹「祀職は祀職の神を齋ひ祀れ」（『皇國時報』第五三〇号、昭和九年六月十一日発行）
- (15) 『皇國時報』第五六九八号、昭和十四年二月十一日発行
- (16) 拙稿「宮内神社等の創建」（前掲）
- (17) 拙稿「宮内神社等の創建」（前掲）
- (18) 大原康男「忠魂碑の研究」暁書房、一九八四年

（神奈川大学外国語学部特任教授）